

保存樹木制度について

参考資料1
R8.1.19
第102回審議会

1. 保存樹木とは

地域を象徴するランドマークとしての樹木をふるさとのみどりとして指定し、保存していく制度。

昭和50年6月5日の一次指定から、令和5年7月11日の十八次指定までの指定状況は以下の通り。

(令和7年12月末日現在)

指定本数	指定解除本数	現在の指定本数
239本	60本	179本

2. 保存樹木の指定基準

○杜の都の環境をつくる条例第19条第1項第1号

指定しようとする樹木が、規則で定める要件に該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れていること。

○同施行規則第13条

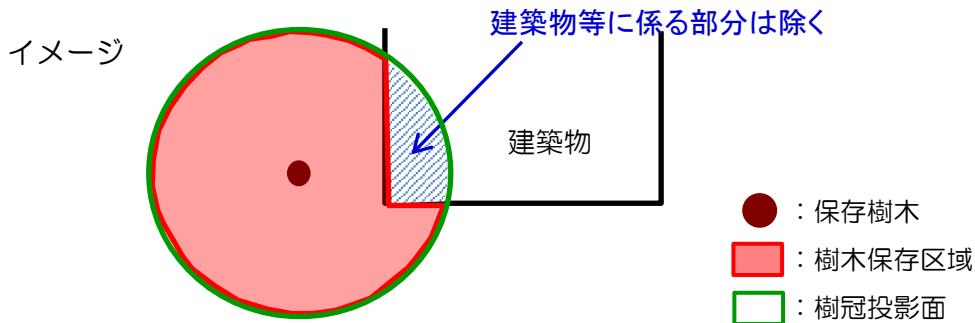
条例第19条第1項第1号の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当すること。

- 1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上であること。
- 2) 高さが12m（株立ちした樹木にあっては3m）以上であること。
- 3) つる性植物である樹木にあっては、樹冠投影面積が30m²以上であること。
- 4) 樹木の存する地域における象徴木として親しまれてきたものであること。

3. 樹木保存区域（杜の都の環境をつくる条例第19条第2項、同施行規則第15条）

保存樹木保全のため、次の範囲で保存樹木のある土地の全部または一部を指定する。

※範囲：樹木の樹冠投影面。ただし、範囲内に建築物等がある場合には、建築物等の建築面積を除く。



○樹木保存区域内で建物を建てたりする場合には市への届出が必要。（条例第22条）

ただし、枝を払ったり、下草を刈ったりする等の管理行為は届出は不要。

4. 保存樹木の管理

○保存樹木の管理は所有者が行う。（条例第20条）

○保存樹木の保全について、市と所有者が協定を締結。主に以下の内容が含まれる。（条例第25条）

- 1) 病害虫の駆除に関する援助
- 2) 保全のための資材の援助
- 3) 譲受人その他の権利者への承継履行
- 4) 協定有効期間は5年、以後5年の自動更新

5. 仙台市の支援

- 保全に関する助成（仙台市保存樹木等の保全に関する助成要綱第3条及び第5条）
 - ・枯損を防止するための措置を講ずる費用（上限30万円）
 - ・非常災害のため必要な応急措置を講ずる費用（必要となる費用の2分の1, 上限10万円）
- 保存樹木樹勢調査（5年ごと）
- 損害賠償責任保険加入
- 市税の取扱い（仙台市市税条例第23条の3第1項）
 - ・樹木保存区域において固定資産税および都市計画税が課税免除。

6. 指定解除

- 指定基準（上記2）と樹木保存区域（上記3）の規定に適合しなくなったとき。（条例19条第6項）
- 樹木保存区域の変更、指定を解除する場合は、再度審議会に諮る。（条例第36条第2項）